

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

訓 令 三重県教育委員会公印取扱規程の一部を改正する訓令 教育総務室 1頁

訓 令

教委訓第1号

局内一般
教育関係機関

三重県教育委員会公印取扱規程の一部を改正する訓令を次のとおり定めます。

平成22年3月1日

三重県教育委員会委員長 牛 場 まり子

三重県教育委員会公印取扱規程の一部を改正する訓令

三重県教育委員会公印取扱規程（昭和39年4月1日教委訓第6号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項の次に次の一項を加える。

- 5 地域機関及び教育機関の長に事故等があるため、他の者が職務代理等によりその職務を代行する場合には、その職務を代行される者の公印を使用するものとする。

附 則

この訓令は、平成22年3月1日から施行する。

発行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印刷
有限会社第一プリント社